通商システムのガバナンスと プルリ合意

2012. 5. 18

SF 中富道隆

I プルリ合意とは(はじめに)

通商関係のマルチ合意・プルリ合意

フリエム辛	複数国間合意(プルリ合意)				
マルチ合意	国ベースの複数国間合意	間合意			
	WTOル-	ールあり	WTOルールなし		
WTO GATT94 annex1~3 協定	GATT24条 GATS5条 RTA/FTA	annex4協定 政府調達 民間航空機	金融合意 テレコミ合意 ITA、ACTA 等 今後、 サービ基準認証・ TBT 原産地 等でのプルリ合意の可 能性あり	今後、 競争ルール 投資ルール 等 の可能性あり (投資についてはTRIM あり。)	

^{*}イッシューベースの複数国間合意について、本稿では、通商ルール作り・自由化への貢献という観点から、 3か国以上のものを検討の対象とする。

Ⅱ なぜプルリ合意なのか (問題意識)ー①

1 WTO・ドーハラウンドの低迷

- * 1993年 UR終結から19年 2001年 ドーハラウンド開始から11年→決着の方向性見えず
- * コンセンサス、シングルアンダーテーキング、多数イッシューのラウンドには解なし?
- *メンバー国の、variable geometryへの対応不可欠。
- *強い紛争解決メカニズムと弱い意思決定メカニズムのコントラスト。

拙稿「WTO改革とラウンドの早期終結に向けて(提言)」参照 http://www.rieti.go.jp/jp/projects/program/pg-01/007.html

Ⅱ なぜプルリ合意なのか (問題意識)ー②

2 FTA競争の激化

約500のFTAの通報あり。

3 ACTAの実現

Anti-counterfeiting Trade Agreement (2011年合意)

- 4 分極化する通商レジームとグローバルガバナンス
 - *地域間競争
 - * ルールのスパゲッティーボウル
- 5 自由化・ルール作りの重要なツール

Ⅲ プルリ合意の先例と展開

1 先例

- 1)ガット・WTO上の複数国間合意
- ①東京ラウンドコード
- ②WTO annex4協定(資料1 WTO協定の体系)
- 2)その他の主なプルリ合意
- 1)ITA
- ②金融サービス合意
- ③テレコミサービス合意
- 4ACTA

2 ITA・ACTAと日本の貢献

拙稿「プルリの貿易ルールについての検討(ITA とACTA の実例を踏まえて)」参照 http://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/12020002.html

3 歴史的展開(東京ラウンドコードからannex4協定へ)(資料2)

ANNEX 1

ANNEX 1A: Multilateral Agreements on Trade in Goods

General Agreement on Tariffs and Trade 1994

Agreement on Agriculture

Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures

Agreement on Textiles and Clothing

Agreement on Technical Barriers to Trade

Agreement on Trade-Related Investment Measures

Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994

Agreement on Implementation of Article VII of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994

Agreement on Preshipment Inspection

Agreement on Rules of Origin

Agreement on Import Licensing Procedures

Agreement on Subsidies and Countervailing Measures

Agreement on Safeguards

ANNEX 1B: General Agreement on Trade in Services and Annexes

ANNEX 1C: Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

ANNEX 2

Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes

ANNEX 3

Trade Policy Review Mechanism

ANNEX 4

Plurilateral Trade Agreements

Agreement on Trade in Civil Aircraft

Agreement on Government Procurement

International Dairy Agreement

International Bovine Meat Agreement

ガット・WTOとプルリ合意の位置付け

カノI・WI OC2 / ルノロ 高の 位 直 i i i i i i i i i i i i i i i i i i							
	1947年~	1979~ 東京ラウンドコードの導入	1995~ WTOの設立	将来のプルリ合意の取り込み			
GATT	GATT1947 全加盟国参加	GATT1947 全加盟国参加	GATT1994 全加盟国参加				
コード	なし	補助金協定 アンチダンピング協定 TBT協定 ライセンス協定 関税評価協定 関税評価協定 民間航空機協定 政府調達協定 国際略農品協定 国際牛肉協定 →非MFN型 一部加盟国のみ参加	補助金協定 アンチダンピング協定 TBT協定 ライセンス協定 関税評価協定は、 WTOのAnnex1a協定 (全加盟国参加)に移行 →全加盟国参加				
WTO 物品関連協定 Annex1a	なし	なし	全加盟国参加	?? 譲許表方式の導入? クリティカルマス +MFN均てんによる改正?			
WTO Annex4協定	なし	なし	民間航空機協定 政府調達協定 国際酪農品協定 国際牛肉協定 (前2協定のみ現存) →非MFN型 一部加盟国のみ参加	?? 新設手続きの緩和? (例 クリティカルマス +MFN均てん)			
WTO サービス協定 Annex1b	なし	なし	全加盟国参加 譲許表方式導入	金融・テレコミ合意方式によるセクター 合意の追加? (譲許表の改正)			
WTO TRIPS協定 Annex1c	なし	なし	全加盟国参加	?? 譲許表方式の導入? クリティカルマス +MFN均てんによる改正?			

IV プルリ合意の特質

- 1 分野別課題への対応可能性
- 2 参加国を選べること
- 3 WTOにおける意思決定の困難を回避できること ただし、限界あり(資料3参照)
- 4 新しい産業界ニーズへの早期対応可能性
- 5 将来のマルチルールの準備可能性

V プルリ合意の制約

- 1 法的制約(資料3)
- 1)WTO内の合意 annex1の改正、annex4の新設→コンセンサス
- 2)過去の例
- ①クリティカルマス+MFN均てん ITA、金融サービス合意、テレコミサービス合意
- ②コード方式(annex4)
- 3)立法論
- ①プルリ合意に関する意思決定方式改善
- ③譲許表方式の拡張
- 4)WTO外の合意 ACTA
- 2 内容的制約

通商関係のマルチ・プルリ合意の比較

			週間	関係のマルナ・ノルリ合息(ルル牧			具件
	複数国間合意(プルリ合意)							
	WTO	RTA/FTA イッシューベースの複数国間合意 *						
	(-,, -)				VTOルールあり			WTOJレーJレ
	(マルチ)	(国ベースの複数 国間合意)	Annex4 協定	サービス (金融・テレコミ)	関税(ITA)	ACTA	その他	なし
参加国	157	2~	2~	クリティカルマス (参加国金融70か国 テレコミ69か国)	クリティカルマス ITA 約90% (貿易量) (現在97%73か国)	37か国 (10+EU27)	2~	2~
基本ルール	マラケシュ協定 annex1	ガット24条 (substantially all trade) GATS5条 (substantial sectoral coverage)	マラケシュ協定 annex4	GATS 金融議定書 テレコミ議定書	GATT	TRIPS	?	
新設		参加当事国	WTO加盟国の 全員一致 投票不可	金融・テレコミ議定書 (WTO加盟国の全員一致) →参加国の約束表+MFN免 除表改正添付	参加当事国による 閣僚宣言 →参加国の譲許表改 正	参加当事国	? (分野ごとに要検討)	参加当事国
改正	WTO加盟国の 全員一致 投票可	参加当事国	参加当事国	GATS21条 に基づく修正	参加当事国 (各参加国の譲許表 改正という意味で。)	参加当事国	参加当事国	参加当事国
WTO協定上の義務	YES	NO	YES	YES 約束表改訂後	YES 譲許表改訂後	NO	? 合意内容次第	NO
利益のMFN均てん	YES(原則)	NO	NO (航空機・政府調達 協定。今後の協定に ついてはYESもあり うる。)	YES	YES	YES TRIPSはMFN 例外条項なし	原則YES? (L/4950) 関連WTO協定の規律と 合意内容次第	NO
その他	2001年からドーハ ラウンドを加盟国 の全員一致原則で 実施中	分野を選べない * サービスだけの協 定は可能 (GATS5条) 現在505あり	政府調達 民間航空機 の2協定のみ	サービス分野のプルリの先例	関税分野のプルリの 先例	スタンドアローン の協定 TRIPSの補足 合意の性格	分野を選べる * WTO協定整合性確保が 原則 (分野毎に要検討)	例えば貿易と競争のプルリ合意等か これに該当
創設	1995	?	1995	1997	1997	2011	?	?

VI FTAとイッシューベースのプルリ合意

1 特定分野への対応可能性

FTA: substantially all trade (GATT24条) substantial sectoral coverage (GATS5条)

2 柔軟なメンバー国選定可能性

FTA: はじめに国ありき

3 非MFNとは限らない

Ⅲ プルリ合意の今後の可能性一①

- 1 可能な分野
- 1)**関税** ITA品目拡大
- 2) サービス 金融・テレコミサービスに次ぐセクターイニシアティブ
- 3) **政府調達** 参加国拡大
- 4)**電子商取引** 関税不賦課、NT·MFN·MA

Ⅲ プルリ合意の今後の可能性一②

5)貿易と投資

シンガポールイッシュー 先進国・途上国双方にとり重要なイッシュー

6)貿易と競争

シンガポールイッシュー 天然資源の寡占問題等

7)基準認証·TBT

behind the border measuresの重点。 国際標準、相互承認、 good regulatory practices等

★「ビジネス円滑化協定」

サプライチェーン整備等の観点から、 複数の分野・イッシューをリンクさせて議論することも考えられる

Ⅲ プルリ合意に向けた最近の動き

```
ITA
```

品目拡大、 品目拡大+非関税問題

サービスプルリ セクター合意、 annex4協定、 サービスFTA

等

IX プルリ合意とグローバルガバナンス

WTO、FTA、イッシューベースのプルリ合意の制度間競争の時代

イッシューベースのプルリ合意を使いこなす必要性 →過度のFTA競争と貿易システムの分極化を防ぎ、WTOを支える役割